

証券コード 5204

平成29年5月29日

株 主 各 位

愛知県岩倉市川井町1880番地

石塚硝子株式会社

代表取締役社長 石塚久継

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のいずれかをご表示のうえ、平成29年6月15日（木曜日）午後5時15分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月16日（金曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 5階 BC会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項
- （1）第82期（平成28年3月21日から平成29年3月20日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - （2）第82期（平成28年3月21日から平成29年3月20日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以上

◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◆本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の注記及び計算書類の注記は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ishizuka.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の注記及び計算書類の注記も含まれております。

◆株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ishizuka.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年3月21日)
(至 平成29年3月20日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費は伸び悩みましたが、政府や日本銀行による経済政策等を背景に雇用環境や個人所得が改善するなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方、先行きにつきましては、英国のEU離脱問題や米国の経済政策の影響など不透明な状況で推移すると見込まれます。

このような状況のなか、当社グループは、当期を初年度とする中期経営計画（第82期～第84期）『Next Stage ISHIZUKA 84』をスタートさせました。この中期経営計画では、「グループ総合力の結集」をコンセプトとし、営業利益の安定的確保・有利子負債の削減・グループを横断した機能強化に向け取り組んでおります。

売上高につきましては、PETボトル用プリフォームは、主要ユーザー向けの販売が好調であったことなどにより伸張しましたが、ガラスびん、ハウスウェア、紙容器及び産業器材は伸び悩み、グループ全体の売上高は71,201百万円（前期比3.0%減）となりました。利益につきましては、LNG及び電力を中心としたエネルギー価格が低下しましたが、売上高の減少が影響し営業利益は2,912百万円（前期比2.1%減）、経常利益は為替相場が円安に進行したことによる為替予約取引に係るデリバティブ利益の計上もあり、2,519百万円（前期比36.6%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は1,453百万円（前期比120.5%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

【ガラスびん関連】

ガラスびんは、飲料水びんは新製品を獲得したことにより出荷を伸ばしましたが、一昨年のテレビドラマ効果で好調だったウイスキーびんの出荷が大きく落ち込んだほか、ビールびんの出荷も減少し、売上高は18,730百万円（前期比3.4%減）となりました。

【ハウスウェア関連】

ガラス食器は、前期に好調であった企業向け景品受注が減少しました。陶磁器は、国内のホテル・レストラン向けの受注が増加しましたが、リテールの販売が落ち込みました。また、為替相場の影響と海外のホテル・レストラン及びエアライン向けの受注が減少したこともあり、セグメント全体の売上高は14,298百万円（前期比11.4%減）となりました。

【紙容器関連】

紙容器は、市場の全体的な需要低迷により出荷数量が伸び悩むなか、新形状容器が普及し始めたことと、前期にあった小型カートン用充填機の販売もなかったことなどにより、売上高は7,518百万円（前期比6.9%減）となりました。

【プラスチック容器関連】

プラスチック容器は、前期に立ち上げた新ラインが引き続き順調に稼働し需要の増加に対応できているなか、主要ユーザー向けの販売が好調だったことに加え新規顧客の獲得もあり、売上高は25,090百万円（前期比3.8%増）となりました。

【産業器材関連】

産業器材は、IHクッキングヒーター用トッププレートは高級機種の受注が増加しましたが、ガスコンロ用トッププレートは伸び悩みました。また、一昨年の暖冬の影響が残り、ヒーター用工業材料の受注が減少し、売上高は2,035百万円（前期比6.9%減）となりました。

【その他】

抗菌剤は、欧州及び米国での販売が順調に拡大していますが、昨年の一部地域での採用拡大に伴う大口受注の反動もあり、売上高は前期並みとなりました。一方、金属キャップなどは出荷を伸ばし、セグメント全体の売上高は3,527百万円（前期比2.1%増）となりました。

企業集団のセグメントの売上高

(単位：百万円)

区 分	当 期		前 期 金 額	増 減	
	金 額	構 成 比		金 額	増 減 率
ガラスびん関連	18,730	26.3%	19,392	△661	△3.4%
ハウスウェア関連	14,298	20.1%	16,140	△1,841	△11.4%
紙容器関連	7,518	10.5%	8,076	△558	△6.9%
プラスチック容器関連	25,090	35.2%	24,161	929	3.8%
産業器材関連	2,035	2.9%	2,186	△150	△6.9%
報告セグメント計	67,673	95.0%	69,957	△2,283	△3.3%
そ の 他	3,527	5.0%	3,456	70	2.1%
計	71,201	100.0%	73,414	△2,212	△3.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は3,635百万円(工事ベース)で、その主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・石塚硝子株式会社
姫路工場 溶解炉の更新(ガラスびん関連)

②当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

- ・石塚硝子株式会社
姫路工場及び岩倉工場 溶解炉の撤去(ガラスびん関連)

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、借入金及び社債の発行により調達しました。

当連結会計年度中に発行した主な社債は、次のとおりであります。

名 称	銘 柄	発行年月日	発行価額(百万円)
石塚硝子株式会社	第38回無担保社債	平成28年7月29日	600

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第79期 自平成25.3.21 至平成26.3.20	第80期 自平成26.3.21 至平成27.3.20	第81期 自平成27.3.21 至平成28.3.20	第82期(当期) 自平成28.3.21 至平成29.3.20
売 上 高 (百万円)	59,007	60,414	73,414	71,201
経 常 利 益 (百万円)	760	723	1,844	2,519
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	158	704	659	1,453
1株当たり当期純利益 (円)	4.53	20.10	18.83	41.51
総 資 産 (百万円)	72,438	84,490	80,504	82,578
純 資 産 (百万円)	20,083	20,467	20,916	23,634
1株当たり純資産額 (円)	499.80	510.08	522.52	597.23

(注) 「企業結合等に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

[第79期]

売上高につきましては、夏場の猛暑を背景にびん・PETの飲料容器需要が大幅に伸張したほか、新製品の受注や新規顧客を獲得したことにより、グループ全体の売上高は59,007百万円(前期比4.5%増)となりました。一方、利益につきましては、グループを挙げての徹底的なコスト削減を実施したものの、円安によるPETレジン・原紙・LNG等の諸資材価格の高騰などにより、経常利益は760百万円(前期比27.1%減)となりました。

[第80期]

売上高につきましては、ガラスびん・紙容器の売上が減少したものの、ハウスウェア及びPETボトル用プリフォームが順調に伸張し、グループ全体の売上高は60,414百万円（前期比2.4%増）となりました。一方、利益につきましては、LNG・電力価格の高止まりや輸入諸資材価格の高騰のなか販売価格是正の遅れもあり、経常利益は723百万円（前期比4.8%減）となりました。

[第81期]

売上高につきましては、前期に連結子会社とした鳴海製陶株式会社の売上高が新たに加わり、また、PETボトル用プリフォーム及びガラスびんが順調に伸張し、グループ全体の売上高は73,414百万円（前期比21.5%増）となりました。利益につきましては、円安の影響により輸入紙容器原紙は高騰しましたが、原油価格の下落に伴いPETボトル用プリフォーム原料やLNGの仕入価格が低下し、また、鳴海製陶株式会社の連結効果と、中国子会社の閉鎖決定による損失の縮小などにより、経常利益は1,844百万円（前期比155.0%増）となりました。

[第82期]

当期につきましては、「1. (1) 事業の経過及び成果」に記載したとおりであります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は 出資金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
アデリア株式会社	100	※ 100.00	ガラス食器の販売
石塚物流サービス株式会社	10	※ 100.00	ガラス製品の保管・出荷
ウイストン株式会社	200	※ 100.00	プラスチック製品の製造・販売
石硝運輸株式会社	20	※ 100.00	貨物運送
日本パリソン株式会社	1,530	※ 90.00	PETボトル用プリフォームの製造
久金属工業株式会社	60	※ 55.95	金属キャップ製品の製造・販売
北洋硝子株式会社	50	※ 100.00	ガラス食器の製造
鳴海製陶株式会社	540	100.00	陶磁器・産業器材の製造・販売
三重ナルミ株式会社	100	※ 100.00	陶磁器の製造
PT. NARUMI INDONESIA	637	※ 100.00	陶磁器の製造
NARUMI SINGAPORE P T E L T D	29	※ 100.00	陶磁器の販売
鳴海（上海）商貿有限公司	106	※ 100.00	陶磁器の販売

(注) ※印は、子会社による出資を含む比率であります。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、「信用第一」「企業は人なり」「最高の品質」「革新と創造」の経営理念のもとに、「ガラスを究め、ガラスを超える。」を経営ビジョンとして、ガラスびん・ハウスウェア・紙容器・プラスチック容器及び産業器材へと事業領域を拡大してきました。

当社グループを取り巻く事業環境が日々変化している中、グループ全体での相乗効果を追求し、新たな未来に向かって価値を創りだしていくため、「グループ総合力の結集」をコンセプトとした、石塚硝子グループ中期経営計画（第82期～第84期）『Next Stage ISHIZUKA 84』をスタートしております。

2年目にあたる第83期につきましては、新たに「継続と進化」を念頭に置き中期経営計画の達成に向け引き続き取り組んでまいります。

基本方針

①営業利益の安定的確保

営業利益率3%が安定的に確保できる企業体質にしていきます。

②有利子負債の削減

毎年10億円程度、3年間で30億円の有利子負債を削減します。

③グループを横断した機能強化

カンパニーやグループ会社という組織の枠を超え、横断的に課題の解決を図ります。

上記の基本方針に基づき、第83期において各事業は次の課題に対処してまいります。

【ガラスびん関連】

ガラスびん市場の中期的な需要変化に対応するため、第82期から着手した炉体制の再編が期初に完了します。再編後は速やかな立ち上げを行い、ガラスびんの需要に対応した生産体制や顧客ニーズを満足する品質体制を確保することで、安定的に利益を獲得できる基盤を築いてまいります。

【ハウスウェア関連】

国内ガラス食器市場は、低価格品市場と高価格品市場の二極化が進み、販売ルートも従来の店頭販売からネット販売へシフトしています。このような市場の変化に対応するため、高付加価値製品を開発し製品の差別化を図り魅力ある商品を展開していきます。販売面においては、国内だけでなく海外においても販路を拡大し、収益力を強化していきます。

陶磁器では、国内はリテールは抜本的収益改革を断行すると共に、法人営業は新規開拓により販路を拡大していきます。ホテル・レストランビジネスは東京オリンピック開催に向けて積極的な提案を行っていきます。更に、物流面における合理化を進めてコスト削減を図ります。海外は販売子会社を新たに設立し、積極的な新規市場の開拓を行いグローバルな販売戦略を進めていきます。また、エアライン市場やホテル市場の拡大を念頭にした展示会へ積極的に参加し、事業の選択と集中を進めビジネスモデルの合理化を図ります。

【紙容器関連】

紙容器市場はここ数年、全体的に縮小傾向にあります。また、新形状容器の普及や同業他社における事業の統廃合など、紙容器事業を取り巻く環境は変化しております。このような状況の中、市場の流れとお客様のニーズを的確にとらえ、更なる品質の向上に努め、商品力の強化に取り組んでまいります。また、為替相場の変動が大きく利益に影響するため、為替リスクをヘッジできるビジネスモデルを追求します。

【プラスチック容器関連】

PETボトル用プリフォーム事業においては、主要顧客の経営統合があり、また、原油価格の高騰による原料価格の上昇が見込まれます。顧客から求められる品質、コスト及び製品の安定供給の期待に応え、顧客満足度の充実に努めます。また、消費者・顧客のニーズに沿った新形状容器の開発に加え、清涼飲料水以外の新容器の開発に取り組み、他分野へ積極的に進出していきます。

【産業器材関連】

産業器材事業では、メインのトッププレートビジネスでは、継続的な品質向上とコスト低減でお客様の信頼を高め、更に商品力の向上を図り差別化を進めることにより安定した収益の確保を目指してまいります。また、トッププレートビジネス以外では、材料開発・印刷技術の強みを活かした新規事業アクションプランを確実に実行してまいります。

【その他】

抗菌剤は国内市場が成熟期にあるため、海外市場をターゲットとして販路を拡大していく必要があります。化学物質に対する規制強化や英国のEU離脱問題などの課題に対処し、販路を更に拡大してまいります。

金属キャップについては、原価管理の徹底による適正な利益の確保、また、品質の維持向上による安定供給の確保に努めてまいります。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント（平成29年3月20日現在）

セグメントの名称	主 要 商 品
ガラスびん関連	洋雑酒びん、ビールびん、清涼飲料水びん、食料調味料びん、牛乳びん、清酒びん、王冠
ハウスウェア関連	ガラス食器、貯蔵びん、陶磁器
紙容器関連	紙容器、紙容器に係る充填機
プラスチック容器関連	PETボトル用プリフォーム、プラスチック容器
産業器材関連	加熱調理用器具のトッププレート
その他	抗菌剤、キャップ

(8) 主要な営業所及び工場 (平成29年3月20日現在)

会 社 名	名 称 及 び 所 在 地	
当 社	本 社	愛知県岩倉市
	東 京 支 店	東京都中央区
	町屋テクニカルセンター	東京都荒川区
	大 阪 支 店	大阪市淀川区
	ハウスウェアカンパニー 西 部 営 業 部	大阪市大正区
	名 古 屋 支 店	愛知県岩倉市
	九 州 支 店	福岡市博多区
	岩 倉 工 場	愛知県岩倉市
	東 京 工 場	茨城県猿島郡境町
	姫 路 工 場	兵庫県姫路市
	福 崎 工 場	兵庫県神崎郡福崎町
アデリア株式会社	東京都中央区	
石塚物流サービス株式会社	愛知県岩倉市	
ウイストン株式会社	愛知県海部郡蟹江町	
石硝運輸株式会社	愛知県岩倉市	
日本パリソン株式会社	茨城県猿島郡境町	
久金属工業株式会社	大阪市西成区	
北洋硝子株式会社	青森県青森市	
鳴海製陶株式会社	名古屋市緑区	
三重ナルミ株式会社	三重県志摩市	
PT. NARUMI INDONESIA	インドネシア	
NARUMI SINGAPORE P T E L T D	シンガポール	
鳴海(上海)商貿 有 限 公 司	上海市(中国)	

(9) 使用人の状況（平成29年3月20日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
ガラスびん関連	332（59）名	7名減（5名増）
ハウスウェア関連	1,006（183）名	14名減（115名減）
紙容器関連	153（30）名	13名減（3名減）
プラスチック容器関連	210（138）名	5名増（2名増）
産業器材関連	66（18）名	17名減（－）
報告セグメント計	1,767（428）名	46名減（111名減）
その他	325（180）名	9名減（5名減）
全社（共通）	91（16）名	7名増（－）
合計	2,183（624）名	48名減（116名減）

（注）使用人数の（ ）内は、パート及びアルバイト等の臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
784（115）名	11名減（3名増）	41歳1ヵ月	15年10ヵ月

セグメントの名称	使用人数	前事業年度末比増減
ガラスびん関連	332（59）名	7名減（5名増）
ハウスウェア関連	120（10）名	－（1名増）
紙容器関連	153（30）名	13名減（3名減）
プラスチック容器関連	9（－）名	1名減（－）
報告セグメント計	614（99）名	21名減（3名増）
その他	99（5）名	4名増（－）
全社（共通）	71（11）名	6名増（－）
合計	784（115）名	11名減（3名増）

（注）1. 上記使用人には、他の法人等への出向者95名は含んでおりません。

2. 使用人数の（ ）内は、パート及びアルバイト等の臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (平成29年3月20日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	8,130百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,399
株式会社三井住友銀行	3,130
株式会社滋賀銀行	2,490
株式会社大垣共立銀行	2,110

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益状況に対応した配当を行うことを基本としておりますが、何よりも先ず安定的な配当の継続を重要な方針といたしております。内部留保につきましては、財務体質の強化を進めるとともに、その充実を図り堅実な経営基盤の確保に努めてまいります。配当の決定は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当期につきましては、期末配当として1株当たり4円とさせていただくことを、平成29年4月25日開催の取締役会で決定いたしました。

(12) その他

当社の連結子会社である亞德利玻璃（珠海）有限公司は、平成26年10月22日の取締役会決議に基づき、現在、清算手続き中であります。これに伴い、中海石油气電集団有限責任公司広東貿易分公司との天然ガス使用契約における使用量未達による違約金の取り扱いについて協議中であります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成29年3月20日現在）

- ① 発行可能株式総数 140,000,000株
- ② 発行済株式の総数 36,295,543株（うち自己株式1,284,994株）
- ③ 株主数 3,307名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	2,195千株	6.26%
株式会社みずほ銀行	1,737	4.96
第一生命保険株式会社	1,500	4.28
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,318	3.76
旭硝子株式会社	1,210	3.45
愛知時計電機株式会社	962	2.74
石塚芳三	936	2.67
株式会社三井住友銀行	870	2.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	721	2.05
御幸毛織株式会社	700	1.99

(注) 当社は、自己株式1,284千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	石 塚 芳 三	
代 表 取 締 役 社 長	石 塚 久 継	
取 締 役 相 談 役	山 中 昭 廣	日本パリソン株式会社代表取締役会長 遠東石塚グリーンペット株式会社代表取締役
取 締 役	大 橋 茂 夫	執行役員、技術本部長兼アドバンストガラスカンパニー社長 久金属工業株式会社取締役 鳴海製陶株式会社取締役
取 締 役	畔 柳 博 史	執行役員、管理本部長兼経営企画部長兼内部統制担当 鳴海製陶株式会社取締役
取 締 役	後 藤 武 夫	弁護士
常 勤 監 査 役	加 藤 明	日本パリソン株式会社監査役 アデリア株式会社監査役 久金属工業株式会社監査役 北洋硝子株式会社監査役 石塚物流サービス株式会社監査役 石硝運輸株式会社監査役
監 査 役	加 藤 茂	弁護士
監 査 役	小 栗 悟	税理士

- (注) 1. 取締役後藤武夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加藤茂、小栗悟の両氏は、社外監査役であります。
3. 重要な兼職に係る異動
- ①代表取締役社長石塚久継氏は、平成28年5月30日付で鳴海製陶株式会社の代表取締役会長を退任しております。
- ②監査役加藤明氏は、平成28年6月8日付で石塚物流サービス株式会社の監査役及び石硝運輸株式会社の監査役に選任され就任しております。
4. 取締役後藤武夫、監査役加藤茂、小栗悟の三氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 常勤監査役加藤明氏は、当社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役小栗悟氏は、税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況は、後記「(3) 社外役員に関する事項」に記載しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	6名	97百万円	内社外取締役1名 5百万円
監 査 役	3名	26百万円	内社外監査役2名 11百万円
合 計	9名	123百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月15日開催の第72回定時株主総会において年額220百万円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月15日開催の第72回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	後 藤 武 夫	株式会社シイエム・シイ 社外監査役
監 査 役	小 栗 悟	株式会社エスポア 社外監査役

- (注) 1. 当社と株式会社シイエム・シイとの間には、特別の関係はありません。
 2. 当社と株式会社エスポアとの間には、特別の関係はありません。
 3. 監査役加藤茂氏は、重要な兼職はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	後 藤 武 夫	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回に出席し、取締役会における審議・報告に際して、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	加 藤 茂	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回全てに出席、また、監査役会8回のうち8回全てに出席し、取締役会・監査役会における審議・報告に際して、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	小 栗 悟	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回全てに出席、また、監査役会8回のうち8回全てに出席し、取締役会・監査役会における審議・報告に際して、主に税理士として財務及び会計の専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の概況

当社と社外取締役1名及び社外監査役2名は、会社法第427条第1項並びに当社定款第31条第2項、第39条第2項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 当社の子会社のうち、会計監査人設置会社である日本パリソン株式会社及び鳴海製陶株式会社は有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性の検討をした結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムに関する基本的な考え方について、下記のとおり決議しております。

1. 業務運営の基本方針

石塚硝子グループは、「誠実・努力・創造」を社是として掲げ、次の経営理念を業務運営の基本方針とする。

【経営理念】

- ① “信用第一”に心がけ、グループ企業内外の信頼を得る。
- ② “企業は人なり”の理念で、人材の育成に努める。
- ③ “最高の品質”を求め、絶えず新技術を開発する。
- ④ “革新と創造”に満ちた永続的発展を続け、社会に貢献する。

また、企業として社会的責任を果たし、社会からの信頼に応えていく企業であることを目指し、社員一人ひとりが法令を遵守し高い倫理観をもって適切な判断と行動ができるように基本的な行動指針を定める。

2. 内部統制システムの基本方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は経営理念や石塚硝子グループコンプライアンス行動規範に基づき、法令及び定款に適合するための体制整備に努める。
- ② コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な事項を審議する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、その他の社内規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録し、適正に保存及び管理する。

(3) 当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理の実効性を確保し、適切な対応を図るため、リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理の基本方針並びにその推進体制、その他重要事項を決定する。これに基づき、リスクの未然防止などの事前対応とリスクが顕在化したときの事後対応を行う。
- ② リスク管理委員会の下にリスク管理推進委員会を設置し、当社グループのリスクを抽出し、低減策を実行する。

- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 石塚硝子グループ中期経営計画及び年度経営計画を策定し、部門毎に方針を明確化し、一貫した管理を行う。
 - ② カンパニー制及び執行役員制により、担当業務と職務権限を明確にし、職務の効率化を図る。
- (5) 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 石塚硝子グループコンプライアンス行動規範に基づき、研修等を通じて、当社グループのすべての役員及び社員等に対しコンプライアンスの徹底を図る。
 - ② 内部通報制度の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、内部監査部門による継続的監査を行う。
- (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの業務が法令及び定款に適合することを確保するため、経営理念と行動指針を当社グループ共通のものとし、人的交流等を通じてその浸透を図る。
 - ② 石塚硝子グループ管理規程に基づき、当社グループ相互の責任と権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
 - ③ 業務報告会を通じて、当社グループの情報の共有と経営の適正性の確保に努める。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の職務を補助するため、監査役の要請により合理的な範囲で監査役スタッフを置く。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する使用人の人事に係る事項については、事前に監査役会の同意を得る。
 - ② 監査役スタッフは、監査役の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査役の指揮命令下にあるものとし、取締役からの独立性を確保する。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの役員及び社員等は、主な業務執行について、必要に応じ監査役に報告するほか、事業運営に重要な影響を与える事項については、都度報告をする。
 - ② 内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び社員等からの内部通報の状況について、必要に応じて、監査役に報告をする。
 - ③ 報告をした役員及び社員等に対し、当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底を行う。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、監査役監査の実効性を高めるために、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の現地監査等の監査活動に積極的に協力する。
 - ② 内部監査部門は、監査役との連携を密にし、監査役に対し内部監査結果の報告をする。
 - ③ 監査役が職務の遂行において生ずる費用の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社グループは、石塚硝子グループコンプライアンス行動規範において市民生活の秩序や安全及び企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応する旨を定め、反社会的勢力との関係排除に向け、当社グループ全体で企業倫理の浸透に取り組む。また、平素より関係機関等からの情報収集に努め、所轄警察、顧問弁護士等と緊密に連携し適切に対処する体制を構築する。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のための内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

3. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当事業年度における主な取り組みは、以下の通りであります。

(1) コンプライアンスに対する取り組み

石塚硝子グループコンプライアンス行動規範カードを当社グループのすべての役員及び社員等が携帯し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。また、石塚硝子グループの役員及び社員へ向けた研修を行い、コンプライアンスの周知を行っております。

当社は、内部通報窓口を設け、問題の早期発見と改善に努めております。

(2) リスク管理に対する取り組み

当社は「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会及びリスク管理推進委員会を設置しております。リスク管理委員会では、リスク管理の基本方針等を決定し、リスク管理推進委員会において、その方針に基づいたリスクを抽出・低減策を実行することによりリスクを管理しております。

(3) 職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

取締役会は、社外取締役1名を含む6名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当期において取締役会は14回開催され、各議案に対し活発な意見交換がなされております。

また、当社はカンパニー制及び執行役員制を導入し、経営の効率化を図っております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組み

「石塚硝子グループ管理規程」を定め、業務の効率的な運営を図っております。また、毎月カンパニー社長会及び業務報告会を開催し情報の共有と経営の適正性を確保しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されております。当期において監査役会は8回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査役は、社内の重要会議に出席し監査の実効性を高めております。

6. 会社の支配に関する基本方針の概要

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

①「中期経営計画」による企業価値向上への取り組み

当社グループは、企業価値の向上を図るため、平成28年度を初年度とする3年間の新たな石塚硝子グループ中期経営計画(第82期～第84期)『Next Stage ISHIZUKA 84』をスタートさせました。

この新たな中期経営計画は、2019年に迎える創業200年を見据え、環境変化が激しさを増すなか、グループ全体での相乗効果を追求し、新たな未来に向かって自らが価値を創りだしていくため、「グループ総合力の結集」をコンセプトとし、①営業利益の安定的確保、②有利子負債の削減、③グループを横断した機能強化の三項目を基本方針に掲げております。中期経営計画を愚直に推進することにより企業価値向上に取り組んでまいります。

②コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の取締役は、6名（うち代表取締役2名、社外取締役1名）の構成となっており、法令及び定款に定める事項や経営戦略の立案、その他経営上の重要事項の意思決定と職務執行の監督・監視など全社経営機能を担っております。また、直接的な職務執行責任を明確に分離し、社内カンパニー制及び執行役員制度を導入しております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成する監査役会を開催するほか、自らの監査方針・監査計画に基づき各社内カンパニー・部門及びグループ会社の監査を実施すると共に取締役会・カンパニー社長会等の重要会議に出席し、職務の執行状況を監視できる体制としております。また、内部統制を実効あらしめるため、業務監査部を中心に、事業活動の全般にわたる管理・運営制度及び職務の執行状況

の合法性、合理性について監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告すると共に会計監査人と連携し、業務改善への助言・提案を行っております。その他取締役・執行役員・連結子会社社長を構成メンバーとするリスク管理委員会を設置し、定期的にリスク管理委員会を開催しております。

当社はこれらの取り組みとともに株主の皆様をはじめ従業員、お取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の中長期安定的な向上を目指してまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表いたします。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されます。当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、必要性相当性の範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期間は平成31年6月に開催予定の定時株主総会終結時までとなっておりますが、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本プランは廃止されることがあります。また、随時見直しを行い、株主総会における株主の皆様の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。（参考URL <http://www.ishizuka.co.jp/news/index.html>）

- (4) 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③合理的な客観的発動要件の設定をしていること、④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示をしていること、⑤株主意思を重視するものであること、⑥デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと、の理由から会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(平成29年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	36,851	流動負債	29,324
現金及び預金	5,941	支払手形及び買掛金	6,708
受取手形及び売掛金	12,037	短期借入金	13,975
商品及び製品	12,034	1年内償還予定の社債	1,242
仕掛品	846	リース債務	873
原材料及び貯蔵品	4,513	未払金	2,153
繰延税金資産	543	未払費用	2,437
その他	947	未払法人税等	341
貸倒引当金	△12	賞与引当金	727
固定資産	45,654	関係会社整理損失引当金	25
有形固定資産	36,591	その他	840
建物及び構築物	7,677	固定負債	29,620
機械装置及び運搬具	7,637	社債	2,860
工具器具及び備品	1,323	長期借入金	12,853
土地	15,784	リース債務	2,224
リース資産	3,025	長期未払金	403
建設仮勘定	1,142	繰延税金負債	1,397
無形固定資産	262	再評価に係る繰延税金負債	3,395
ソフトウェア	233	役員退職慰労引当金	66
その他	29	汚染負荷量引当金	397
投資その他の資産	8,800	厚生年金基金解散損失引当金	8
投資有価証券	7,525	退職給付に係る負債	5,962
繰延税金資産	446	資産除去債務	8
その他	854	その他	43
貸倒引当金	△26	負債合計	58,944
繰延資産	73	(純資産の部)	
社債発行費	73	株主資本	13,262
資産合計	82,578	資本金	5,911
		資本剰余金	4,149
		利益剰余金	3,490
		自己株式	△288
		その他の包括利益累計額	7,646
		その他有価証券評価差額金	2,731
		繰延ヘッジ損益	61
		土地再評価差額金	5,338
		為替換算調整勘定	179
		退職給付に係る調整累計額	△665
		非支配株主持分	2,725
		純資産合計	23,634
		負債及び純資産合計	82,578

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 平成28年3月21日)
(至 平成29年3月20日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		71,201
売上原価		56,479
売上総利益		14,721
販売費及び一般管理費		11,808
営業利益		2,912
営業外収益		
受取利息及び配当金	116	
受取賃貸料	154	
デリバティブ利益	246	
その他	153	672
営業外費用		
支払利息	459	
賃貸収入原価	62	
為替差損	335	
その他	207	1,064
経常利益		2,519
特別損失		
固定資産除却損	144	144
税金等調整前当期純利益		2,374
法人税、住民税及び事業税	516	
法人税等調整額	276	792
当期純利益		1,582
非支配株主に帰属する当期純利益		128
親会社株主に帰属する当期純利益		1,453

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年3月21日)
(至 平成29年3月20日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,911	4,149	2,142	△287	11,915
連結会計年度中の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△105		△105
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,453		1,453
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	—	△0	1,348	△0	1,347
当 期 末 残 高	5,911	4,149	3,490	△288	13,262

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主 持 分	純 資 産 計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,086	△111	5,201	62	△859	6,380	2,620	20,916
連結会計年度中の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△105
親会社株主に帰属 する当期純利益								1,453
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	645	173	136	116	193	1,265	104	1,370
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	645	173	136	116	193	1,265	104	2,718
当 期 末 残 高	2,731	61	5,338	179	△665	7,646	2,725	23,634

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成29年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,574	流 動 負 債	25,409
現金及び預金	3,979	支払手形	372
受取手形	1,945	買掛金	7,990
売掛金	8,536	短期借入金	10,762
商品及び製品	7,754	1年内償還予定の社債	1,200
仕掛品	133	リース債務	167
原材料及び貯蔵品	2,579	未払金	1,876
繰延税金資産	367	未払費用	1,832
未収入金	1,952	未払消費税等	181
関係会社短期貸付金	19	前受金	33
その他	308	預り金	258
貸倒引当金	△1	賞与引当金	428
固 定 資 産	40,458	設備関係支払手形	210
有形固定資産	24,775	その他	96
建築物	5,639	固 定 負 債	23,239
構築物	676	社債	2,791
機械装置	4,931	長期借入金	12,565
車両運搬具	23	リース債務	895
工具器具及び備品	961	長期未払金	287
土地	10,711	再評価に係る繰延税金負債	2,614
リース資産	838	退職給付引当金	3,618
建設仮勘定	992	汚染負荷量引当金	397
無形固定資産	16	その他	68
施設利用権	10	負 債 合 計	48,649
ソフトウェア	5	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	15,667	株 主 資 本	11,917
投資有価証券	4,983	資本金	5,911
関係会社株式	9,832	資本剰余金	4,132
関係会社長期貸付金	84	資本準備金	2,957
長期貸付金	245	その他資本剰余金	1,174
破産更生債権等	1,821	利益剰余金	2,203
その他	536	利益準備金	1
貸倒引当金	△1,837	その他利益剰余金	2,202
繰延資産	73	繰越利益剰余金	2,202
社債発行費	73	自己株式	△330
資 産 合 計	68,106	評価・換算差額等	7,539
		その他有価証券評価差額金	2,143
		繰延ヘッジ損益	56
		土地再評価差額金	5,338
		純 資 産 合 計	19,456
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	68,106

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 平成28年 3月21日)
(至 平成29年 3月20日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		58,755
売 上 原 価		50,936
売 上 総 利 益		7,819
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,946
営 業 利 益		873
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	489	
受 取 賃 貸 料	974	
デ リ バ テ ィ ブ 利 益	246	
そ の 他	214	1,925
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	374	
賃 貸 収 入 原 価	443	
為 替 差 損	95	
そ の 他	152	1,066
経 常 利 益		1,732
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	144	144
税 引 前 当 期 純 利 益		1,587
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	120	
法 人 税 等 調 整 額	203	324
当 期 純 利 益		1,262

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 平成28年3月21日)
(至 平成29年3月20日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金計		
当 期 首 残 高	5,911	2,957	1,175	4,132	1	1,045	1,046	△329	10,760
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△105	△105		△105
当期純利益						1,262	1,262		1,262
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△0	△0				0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	—	1,157	1,157	△0	1,156
当 期 末 残 高	5,911	2,957	1,174	4,132	1	2,202	2,203	△330	11,917

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,493	△42	5,201	6,652	17,413
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△105
当期純利益					1,262
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	650	99	136	886	886
事業年度中の変動額合計	650	99	136	886	2,043
当 期 末 残 高	2,143	56	5,338	7,539	19,456

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月2日

石塚硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 松 真 人 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石塚硝子株式会社の平成28年3月21日から平成29年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石塚硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月2日

石塚硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 松 真 人 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石塚硝子株式会社の平成28年3月21日から平成29年3月20日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月21日から平成29年3月20日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い、取締役、執行役員、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

石塚硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 加 藤 明 (印)

社外監査役 加 藤 茂 (印)

社外監査役 小 栗 悟 (印)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の単元株式数を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、当社株式について10株を1株にする株式併合を実施いたします。

2. 併合の割合

当社の普通株式について、10株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年9月21日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

14,000,000株

5. その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

【ご参考】

本議案が原案どおり可決された場合には、会社法第182条第2項及び第195条第1項の規定に従い、平成29年9月21日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億4,000万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,400万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いしづかよしぞう 石塚芳三 (昭和6年 1月8日)	昭和31年4月 当社入社 昭和34年5月 当社取締役 昭和50年5月 当社代表取締役社長 平成16年6月 当社代表取締役会長（現任）	936,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>石塚芳三氏は、昭和50年5月に当社代表取締役社長に就任し企業経営者としての実績を積み重ねました。また、平成16年6月に当社代表取締役会長に就任した後も、当社グループ経営に貢献しております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	いしづかひさつぐ 石塚久継 (昭和40年 4月2日)	平成2年4月 株式会社富士銀行入行 平成9年9月 当社入社 平成16年6月 当社取締役兼執行役員ガラスびんカンパニー社長 平成21年6月 当社常務取締役 平成23年6月 当社取締役副社長営業部門・管理部門管掌 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任）	483,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>石塚久継氏は、管理部門・ガラスびん事業を中心に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有しております。また、平成25年6月に当社代表取締役社長に就任し、当社グループ経営に貢献しております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	やま なか あき ひろ 山 中 昭 廣 (昭和22年 3月7日)	昭和44年3月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社取締役相談役(現任) (重要な兼職の状況) 日本パリソン株式会社代表取締役会長 遠東石塚グリーンペット株式会社代表取締役	219,000株
取締役候補者とした理由 山中昭廣氏は、ガラスびん事業・ガラス食器事業・経営企画部門に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有しております。また、平成16年6月に当社代表取締役社長に就任し、当社グループ経営に貢献してまいりました。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。			
4	おお はし しげ お 大 橋 茂 夫 (昭和29年 9月18日)	昭和56年3月 当社入社 平成16年3月 当社テクニカルカンパニー技術開発部長 平成21年3月 当社執行役員テクニカルカンパニー社長兼研究開発センター所長 平成23年6月 当社取締役兼執行役員技術本部長兼アドバンストガラスカンパニー社長(現任) (重要な兼職の状況) 久金属工業株式会社取締役 鳴海製陶株式会社取締役	57,000株
取締役候補者とした理由 大橋茂夫氏は、技術開発部門・研究開発部門・経営企画部門に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有しております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	くろ やなぎ ひろ し 畔 柳 博 史 (昭和35年) (8月5日)	昭和59年4月 株式会社富士銀行入行 平成19年11月 同行(現株式会社みずほ銀行) 押上支店支店長 平成22年4月 同行新宿南口支店支店長 平成24年6月 当社入社 平成24年6月 当社執行役員経営企画部長 平成25年6月 当社取締役兼執行役員経営企画 部長 平成26年6月 当社取締役兼執行役員管理本部 長兼経営企画部長兼内部統制担 当(現任) (重要な兼職の状況) 鳴海製陶株式会社取締役	29,000株
取締役候補者とした理由 畔柳博史氏は、金融機関における豊富な経験と実績を有しております。また、当社へ入社後、管理部門に携わり、当社グループ経営に貢献しております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。			
6	ご とう たけ お 後 藤 武 夫 (昭和20年) (4月10日)	昭和47年3月 弁護士登録 昭和54年4月 後藤武夫法律事務所(現 後藤・ 鈴木法律事務所)開設 同 所長(現任) 平成18年6月 当社監査役 平成26年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社シイエム・シイ 社外監査役	24,000株
取締役候補者とした理由 後藤武夫氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い見識を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 後藤武夫氏は、社外取締役候補者であります。また、後藤武夫氏が選任された場合は、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 後藤武夫氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。なお、同氏は、過去に当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は8年であります。

4. 当社は、後藤武夫氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第31条第2項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、後藤武夫氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役加藤茂氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役としての選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
かとう しげる 加藤 茂 (昭和23年 10月21日)	昭和53年4月 弁護士登録 昭和56年4月 加藤茂法律事務所開設 平成26年1月 当社監査役(現任)	6,000株
監査役候補者とした理由 加藤茂氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、引き続きこれらの経験と実績を当社の監査に反映していただくため、監査役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 加藤茂氏は社外監査役候補者であり、当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年4カ月であります。
3. 同氏は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 当社は、加藤茂氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第39条第2項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、加藤茂氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役加藤茂、小栗悟の両氏の補欠監査役として石倉平五氏を、監査役加藤明氏の補欠監査役として岡村孝氏を選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、石倉平五、岡村孝の両氏を選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	石倉平五 (昭和24年7月20日)	昭和49年10月 監査法人丸の内会計事務所(有限責任監査法人トーマツ)入所 昭和53年3月 公認会計士登録 平成23年5月 税理士登録 平成23年7月 石倉平五事務所開設 同 所長(現任)	0株
2	岡村孝 (昭和23年6月11日)	昭和49年3月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員管理本部総務部長 平成22年6月 当社執行役員管理本部人事・総務部長兼石塚物流サービス株式会社代表取締役社長 平成23年6月 石塚物流サービス株式会社代表取締役社長 平成24年6月 当社顧問 平成28年6月 当社顧問退任	30,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者石倉平五氏は社外監査役の要件を満たしております。また、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。
3. 石倉平五氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地並びに会計・税務に関する高い見識を有しており、補欠監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、石倉平五氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第39条第2項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区栄二丁目10番19号

名古屋商工会議所 5階 BC会議室

